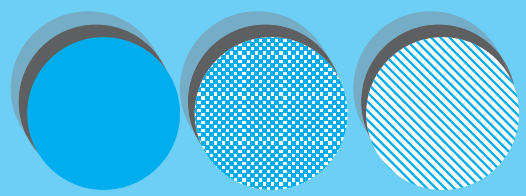


第 1 章



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、死亡率の低下に伴う平均寿命の延伸と少子化の進行による若年人口の減少から、世界に例を見ない速さで高齢化が進展しています。平成22年10月1日現在、高齢化率は23.0%となっており、5人に1人が65歳以上の高齢者、9人に1人が75歳以上の後期高齢者という「本格的な高齢社会」となっています。

一方、本市の高齢化率は全国平均と比べると低いものの、今後急速に高齢化が進むものと推計されており、「本格的な高齢社会」に向けた準備を着実に進めていく必要があります。

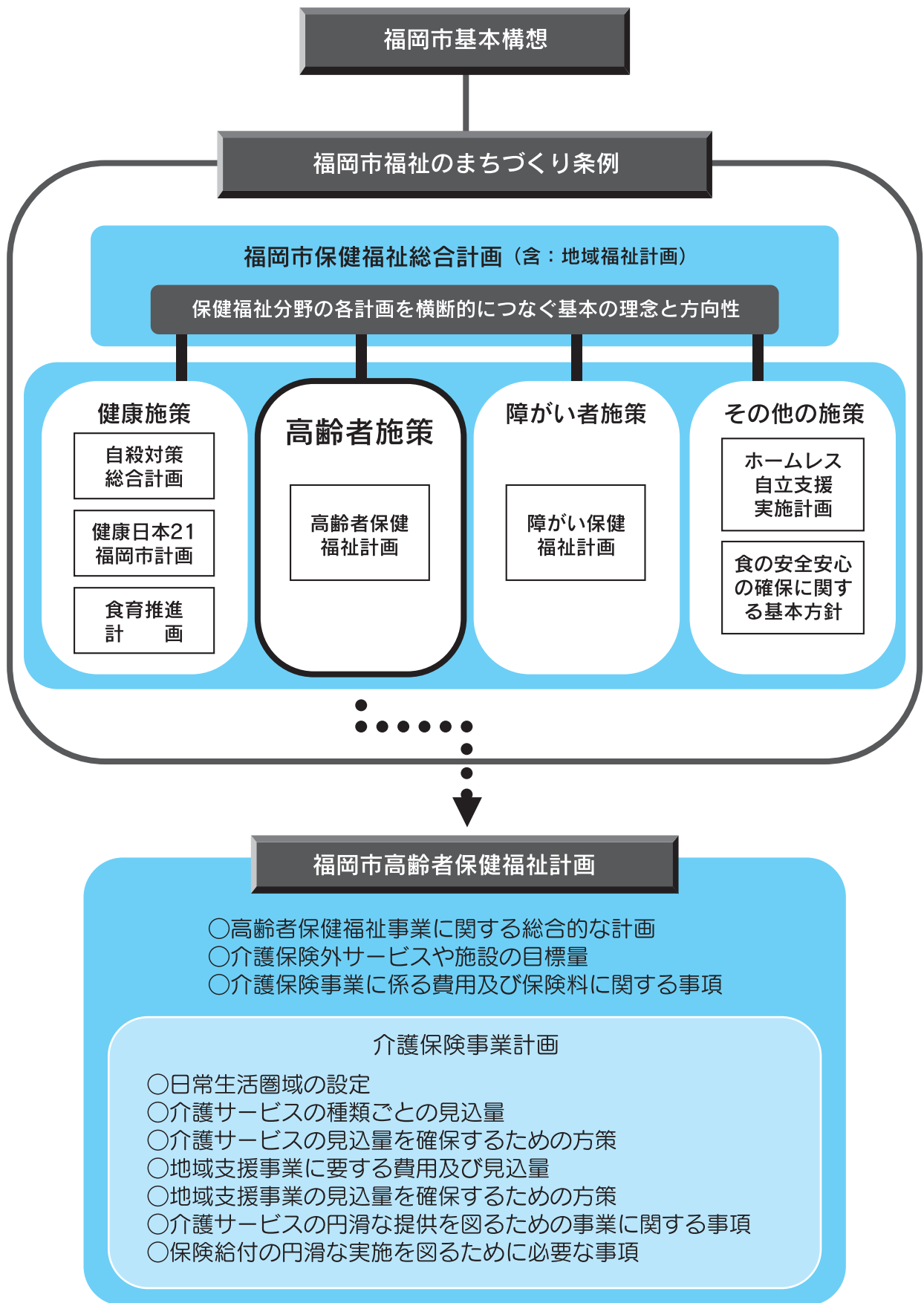
本市では、平成21年3月に平成21年度から平成23年度の3年間を計画期間とする「福岡市高齢者保健福祉計画（第4期介護保険事業計画）」を策定し、その計画に基づいて高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

この度、平成24年度から平成26年度までの3年間において、本市の持続可能な高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るため、高齢者に関する各種施策の基本方針及び具体的な事業展開並びに介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を定めるものとして「福岡市高齢者保健福祉計画（第5期介護保険事業計画）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本市の保健福祉施策は、「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、保健・医療・福祉施策の基本の理念と方向性を掲げた計画である「福岡市保健福祉総合計画」により、取り組みを進めています。

「福岡市高齢者保健福祉計画」は、「福岡市保健福祉総合計画」の理念等を踏まえた分野別計画として、また、老人福祉法及び介護保険法の規定により策定が義務づけられた老人福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定するものとして、本市における高齢者施策の基本方針を示すものです。

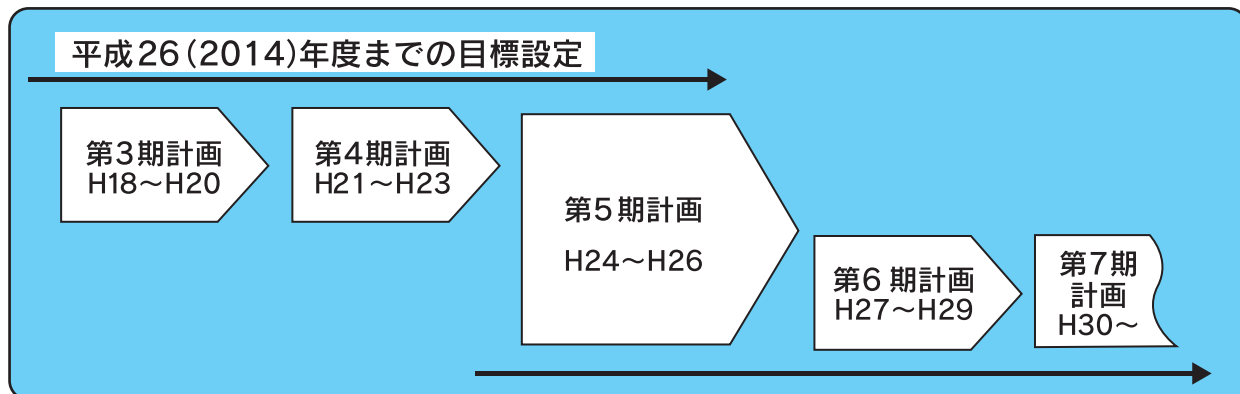


3. 計画期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。

高齢者保健福祉計画は、第5期介護保険事業計画としての性格を有しています。この計画は第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられ、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

また、今後、高齢化のピークを迎える時期までに、取り組むべき事項を計画に位置づけ、段階的に充実強化していく取り組みをスタートする期間となります。



4. 計画策定体制

この計画の策定にあたっては、高齢者保健福祉施策に関して幅広い意見を聴くため、保健・医療・福祉の関係者や学識経験者、市民代表等を委員とする「高齢者保健福祉専門分科会」を設置するとともに、この専門分科会のもとに「高齢者支援事業部会」及び「介護給付費・基盤整備部会」を設置し、事業内容の検証や施策の方向性などについて協議を行いました。

さらに、パブリック・コメントや市民説明会を通じて幅広く市民の意見を聴取し計画に反映しています。

